様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０４１１５１５３０４１

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　佐賀県唐津市相知町千束２０００番地
氏　　名　将栄建設株式会社
　　代表取締役　毛利　学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事　山口　祥義

許可の年月日　　令和　７年（２０２５年）１月２５日
許可の有効年月日　　令和１２年（２０３０年）１月２４日

１．事業の範囲
収集運搬業（積替え・保管行為を含む）
産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（以上３品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん及び第１３号産業廃棄物
以上１７種類(石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
積替え保管を行う産業廃棄物の種類
がれき類
以上１種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	唐津市相知町千束字船原1927番1、1942番1、1942番2			
産業廃棄物の種類	面　積	保管上限	保管高	備　考
がれき類	150㎡	145㎥	2.5m	屋外
がれき類（石綿含有産業廃棄物）	5.0㎡	4.0㎥	1.0m	屋外（フレコンバッグ）

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和７年１月２５日　更新許可　以下余白

５．積替え許可の有無
無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無
無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、佐賀県を被告(被告の代表者は、佐賀県知事です。)として訴訟を提起することができます。